

植物検疫用語集 補足 No.2

環境上の考慮への言及を含む、**潜在的経済的重要性** 並びに関連する用語の理解
に関する指針

1. 目的及び適用範囲

この指針は、用語を明確に理解し、並びにその適用を国際植物防疫条約 (IPPC) 及び植物検疫に関する国際基準 (ISPM) と整合性をとるため、**潜在的経済的重要性** 及び関連する用語を明確にするために、その背景及び他の関連する情報を提供する。本指針はまた、特に、植物に対する有害動植物である侵略的外来種に関して、栽培されていない / 管理されていない植物種、野生植物相、生息環境及び生態系を保護することにおいて、それらが IPPC の目的と関連するように、ある一定の経済的原則の適用も示す。

本指針は、IPPC が以下のことをすることを明確にする：

- ・ 環境上の関心事項を、金銭的な若しくは非金銭的な価値を用いて経済的用語で説明することができる；
- ・ IPPC は、市場への影響が、有害動植物による帰結 (pest consequence) の唯一の測定法であるとは断言しない；
- ・ IPPC が、ある地域内での植物、植物生産物若しくは生態系への必ずしも定量可能な経済的損失の原因にならない有害動植物に関して植物検疫措置を採用する加盟国の権利を堅持する

IPPC の適用範囲は、農業 (園芸若しくは森林を含む) における栽培植物、又は栽培されていない / 管理されていない植物種、野生植物相、生息環境及び生態系の保護にまで達する。

2. 背景

IPPC は、栽培されていない / 管理されていない植物種、野生植物相、生息環境及び生態系に関するものを含む、植物に対する有害動植物による不都合な帰結 (adverse consequences) を経済的な用語によって評価することを従来より堅持してきた。用語 **経済的 (economic)**、**経済効果 (economic effect)**、**経済的影響 (economic impact)**、**潜在的経済的重要性 (potential economic importance)**、及び **経済的に容認できない影響 (economically unacceptable impact)** への言及、並びに、IPPC 及び ISPM における単語 **経済的 (economic)** の使用は、それらの用語の適用、並びに、IPPC の関心の的に関するいくつかの誤解を生じてきている。

本条約の適用範囲は、生物多様性の保全への重要な貢献となる野生植物相の保護に適用される。しかしながら、IPPC が、適用範囲において商業的のみに焦点が当てられ、及び制限されるという誤解をされている。IPPC が経済的な用語において生態学的及び環境的関心事項を説明することができるということは、明確には理解されていない。このことは、生物の多様性に関する条約、並びに、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書を含む、他の協定との調和の問題を引き起こしている。

3. IPPC 及び ISPM の経済的用語及び環境上の適用範囲

IPPC 及び ISPM で見られる経済的用語は、以下のように類別されうる。

政策決定を支持するための判断を必要とする用語：

- ・ 潜在的経済的重要性 (検疫有害動植物 の定義において)；
- ・ 経済的に容認できない影響 (規制非検疫有害動植物 の定義において)；
- ・ 経済的に重要な損失 (*economically important loss*) (危険にさらされた地域 の定義において)。

上記判定を支持する証拠に関連する用語：

- ・ 経済的影響を抑える (植物検疫規則の定義並びに植物検疫措置 の合意された解釈において)；
- ・ 経済的証拠 (*economic evidence*) (有害動植物危険度解析 の定義において)；
- ・ 経済的損害を引き起こす (*cause economic damage*) (IPPC, 1997 第 7 条の 3 において)；
- ・ 直接的及び間接的な経済的影響 (ISPM 刊行物 No.11 及び ISPM 刊行物 No.16 において)；
- ・ 経済的帰結 (*economic consequences*) 及び潜在的経済的帰結 (ISPM 刊行物 No.11 において)；
- ・ 商業的及び非商業的帰結 (*commercial and non-commercial consequences*) (ISPM 刊行物 No.11 において)。

ISPM No.2 は、潜在的経済的重要性の評価において検討する要因として、環境上の損害 について言及している。第 2.2.3 節は、網羅される予定の経済的影響の広い範囲を明示する多くの項目を含む。

ISPM No.11 は、有害動植物の類別に関する第 2.1.1.5 節において、有害動植物が、当該 PRA 地域に、環境上の影響を含み、容認できない経済的影響を有するという明確な指摘があるべきであることに留意する。本基準の第 2.3 節は、ある有害動植物の侵入に関する潜在的経済的帰結を評価するための手続きを述べる。影響は、直接的若しくは間接的であると考えられうる。第 2.3.2.2 節は、商業的帰結の解析を扱う。第 2.3.2.4 節は、有害動植物の侵入による非商業的及び環境上の帰結の評価に関する手引きを規定する。それは、ある種の影響が、たやすく特定されうる既存の市場を有していないかもしれないことを認識するが、その影響は、適切な非市場の評価方法で概算しうることを明言し続ける。この節はまた、もし定量的な測定が実行可能でない場合は、当該評価のこの部分は、少なくとも定性的な解析、並びにいかに危険度解析において情報が用いられるかの説明を含むべきであることにも留意する。防除措置の環境上の及び他の望ましくない影響は、経済的帰結の解析の部分として、第 2.3.1.2 節(間接的な影響)において網羅される。危険度が容認できないと判明した場合、第 3.4 節は、費用対効果、実行可能性及び最小限の貿易制限性を含む、危険度管理選択肢の選択に関する手引きを提供する。

2001年4月にICPMは、IPPCの既存の指令の下で環境上の関心事を考慮に入れるために、さらなる説明に、植物に対する有害動植物の潜在的な環境上の危険度に関する以下の5つの提案された点を含めるべきであることを認識した：

- ・ 危険にさらされた(又は脅威にさらされた)土着植物種の減少若しくは消滅
- ・ 中枢植物種(生態系の維持に主要な役割を演じる種)の減少若しくは消滅
- ・ 原生の生態系の主要な構成要素である植物種の減少若しくは消滅
- ・ 生態系の攪乱を引き起こすというような方法での植物の生物多様性の変化を引き起こすこと
- ・ もしある検疫有害動植物が侵入した場合に、必要となる防除、根絶若しくは管理計画を行う結果になること、並びに、生物多様性に関するそのような計画(例えば、殺虫剤若しくは土着でない捕食者又は寄生者の放飼)の影響

このように、IPPCの適用範囲が、農業(園芸若しくは森林を含む)における栽培植物、栽培されていない/管理されていない植物種、野生植物相、生息環境及び生態系の保護まで達することは明らかである。

4. PRAにおける経済学的検討

4.1 経済効果の種類

PRAにおいては、経済効果は、市場効果(market effects)のみであると解釈されるべきではない。商業市場において売られていないモノとサービスは、経済価値を有することが可能であり、並びに、経済分析は、市場のモノとサービスの調査よりもより多く網羅する。用語「経済効果」の使用は、(環境的及び社会的効果を含む)多岐にわたる効果を分析しうる枠組みを提供する。経済分析は、政策立案者が、異なる種類のモノとサービスから、経費及び利益を比較することを可能にする手段として金銭的価値を使用する。これは、金銭的用語を使用しないかもしれない定性的及び環境的分析のような他の手段の使用を除外しない。

4.2 経費及び利益

もし、その利益が少なくともその経費と同じだけ多いなら、あらゆる政策のための一般的な経済的試み(economic test)は、政策を追求することである。経費及び利益は、市場的及び非市場的側面を含むことが幅広く理解されている。これらは、その定量的及び定性的測定方法の両者を含むことが可能である。非市場的なモノとサービスの測定は定量化することは困難であるかもしれないが、それでもなお考察することが不可欠である。

植物検疫上の目的のための経済分析は、経費及び利益に関する情報を提供することだけが可能であり、特定の政策の経費及び利益に関するある配分が別の配分よりも必ずよりよいかどうかは、判断しない。原則的には、経費及び利益は、それらが思い浮かんだところの人間にかかわらず、測定されるべきである。経費と利益の好ましい配分についての判断が政策的な選択であるならば、これらは、植物検疫上の考察と、理にかなった関係を有するべきである。

経費及び利益は、それらが有害動植物の侵入の直接的若しくは間接的な結果として起こるかどうかが、又は、経費を被るか若しくは利益を実現する前に一連の因果関係が必要かどうか、考慮されなければならない。有害動植物の侵入の間接的な帰結に関連する経費及び利益は、直接的な帰結に関連するそれらよりも、より確実でないかもしれない。自然環境に侵入した有害動植物に起因するかもしれないあらゆる損失の経費についての金銭的情報は、しばしば存在しない。あらゆる分析は、経費及び利益の見積もりに関わる不確実性を特定及び説明するべきであり、並びに、仮定は明確に述べるべきである。

5. 適用

ある植物に対する有害動植物が*潜在的経済的重要性*を有すると判断される前に、以下の3つの判断基準が合致されるべきである：

- PRA 地域への侵入の可能性；
- 定着後のまん延の可能性；並びに
- 以下に関する潜在的な有害な影響：
 - ・ 作物の損失のような、植物の健康状態；又は
 - ・ 生態系、生息地若しくは種への損害のような、環境；又は
 - ・ 憩い、観光事業、美観のような、いくらかの他の明示された価値。

植物に対する有害動植物の侵入から生じる環境上の損害は、IPPC によって認識される損害の一種である。IPPC の締約国は、環境上の損害のみの可能性を有する有害動植物に関して植物検疫措置を採用する権利を有する。そのような行動は、潜在的な環境上の損害の証拠の考察を含む有害動植物危険度解析に基づくべきである。環境上の有害動植物の直接的及び間接的な影響を表す場合、有害動植物の侵入から生じる害又は損失の性質は、有害動植物危険度解析において明示されるべきである。

規制非検疫有害動植物の場合、そのような有害動植物個体群はすでに定着しているので、関係のある地域における侵入、並びに環境上の影響は、*経済的に容認できない影響*の考察における関連する尺度ではない（ISPM 刊行物 No.16：*規制非検疫有害動植物：概念及び適用* 参照）。

参考文献

国際植物防疫条約、1997。FAO、ローマ。

植物検疫用語集、2002。ISPM 刊行物 No.5、FAO、ローマ。

病害虫危険度解析に関する指針、1996。ISPM 刊行物 No.2、FAO、ローマ。

検疫有害動植物のための有害動植物危険度解析、2001。ISPM 刊行物 No.11、FAO、ローマ。

規制非検疫有害動植物：概念及び適用、2002。ISPM 刊行物 No.16、FAO、ローマ。

植物検疫措置に関する暫定委員会第3回会合報告書（付録 における作業部会の文書を含

む)、2001。FAO、ローマ。

付録

この付録は、この補足で使用されるいくつかの用語の追加的な説明を提供する：

経済分析：これは主に、政策立案者が、異なる種類のモノとサービスから、経費及び利益を比較することを可能にする手段として、金銭的価値を使用する。これは、市場のモノとサービスの調査よりもより多く網羅する。経済分析は、金銭的用語を使用しない例えば定性的及び環境的分析のような他の手段の使用を妨げない。

経済効果：これは、環境的及び社会的考察のような非市場効果と同様、市場効果を含む。環境的效果若しくは社会的効果の経済価値の測定方法は、確立させることは困難かもしれない。例えば、他種の生存及び健康、又は森林若しくはジャングルの美観。定性的及び定量的な財産価値はともに、経済効果の測定において検討されるかもしれない。

植物に対する有害動植物の経済的影響：これは、市場の尺度と同様、直接的な経済的用語で測定することが容易でないが、栽培植物、栽培されていない植物若しくは植物生産物への損失若しくは損害を表すこれらの帰結を含む。

経済価値：これは、人類の福祉に関する変化(例えば、生物多様性、生態系、管理された資源若しくは天然資源における)の効果の経費の測定を基礎とする。商業市場で売られていないモノとサービスは、経済価値を有することが可能である。経済価値の決定は、協力行動(cooperative behavior)に基づく他種の生存及び健康に関する倫理的な若しくは利他的な関心事項を妨げない。

定性的な測定方法：これは、金銭的な若しくは数値的な用語以外における性質若しくは特性の評価である。

定量的な測定方法：これは、金銭的な若しくは他の数値的な用語/値における性質若しくは特性の評価である。